

## 共謀罪（「テロ等組織犯罪準備罪」）の国会上程に反対する声明

### 1 はじめに

政府が今秋の国会に提出すると報道された共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案は、いったん提出が見送られたものの、今後の再上程が企図されている。本法案は、各層の広汎な批判を受けて廃案となったかつての共謀罪法案と本質的に変わるところがない。

このような法案を、名目のいかんを問わず上程・成立させることに對し、本協会は強く反対する。

### 2 立法事実の存在に疑問

共謀罪は、「国際越境犯罪防止条約」の実施のため立法が必要だとされる。しかし、同条約の実施に共謀罪立法が不必要なことは、再三、指摘されてきた。共謀罪の構成要件自体、国際的越境犯罪を対象としたものでない。また、今回の立法は、東京五輪等に向けたテロ対策の一環とされるが、これは、国際的越境犯罪防止と必ずしも関係しない。日本国内におけるテロ発生の可能性が高いといえないことは、警察実務に携わる者も認めるところである。法案の真の狙いは、刑法改定・秘密保護法制・安保安法とも連動する、国家危機管理の強化にある。

名義のいかんを問わず、共謀罪を必要とする立法事実自体が、疑わしいのである。

### 3 刑法の基本原則に反する

共謀罪は、一定以上の法定刑を科す犯罪類型につき、「組織的な犯罪集団の活動」としての謀議・共謀と、共謀関与者による「その共謀に係る犯罪の実行に必要な準備その他の行為」の実行を処罰の対象とする。対象犯罪類型は、600を超えるともいわれる。

現行刑法は、既遂犯処罰を原則とし、未遂処罰を一定の重大犯罪に限る。予備・陰謀の処罰は、きわめて例外的である。このような処罰範囲の段階的設定は、法益保護機能と保障機能という刑法の2大機能を調和させるためである。しかし、共謀罪は、共謀と準備行為の存在のみで一律に処罰を図ろうとするもので、刑法の2大機能の調和という観点と根本的に相容れない。

### 4 市民生活への監視・権力的介入を強化する

共謀罪が処罰対象とする、犯罪組織による犯罪の共謀・準備という行為も、その多くは日常の市民生活で営まれる行為となんら変わるところはない。これらの行為を摘発するには、通信傍受（盗聴）や協議・合意制度なども含め、市民社会全体への広汎かつ強力な監視が必要となる。しかし、「犯罪組織」も含め、何が共謀・準備行為かは、権力機関たる捜査機関の判断いかんにかかり、その恣意的な認定を免れることはできない。

監視・権力的介入の強化は、必然的に、集会・結社・表現の自由を損ない、市民相互に不信感を醸成し、社会的マイノリティーを排除する等の結果を生む。自由で自律した市民社会の根幹を破壊するものであり、共謀罪はこのような流れを促進するものである。

### 5 真のテロ対策とは

共謀罪はもとより、警察力・軍事力の安易な利用による先制や報復は、テロ対策の特効薬どころか、現実には、悪影響の連鎖をもたらしている。テロの背景には、貧困・経済格差、企業活動による人間疎外などの社会的病巣がある。そうであるなら、俗耳受けのする権力的・軍事的手段を安易に用いるのではなく、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去」（日本国憲法前文）することによる緊張緩和を真剣に構想することこそが、真のテロ対策である。

以上の観点から、本協会は、改めて、共謀罪の上程そのものに強く反対する。

2016年9月23日

日本民主法律家協会

理事長 森 英 樹  
事務局長 米 倉 洋 子